

令和8年度鹿児島市議会インターネット映像配信業務委託仕様書

1 総則

(1) 目的

鹿児島市議会本会議の映像配信を円滑に行うために、映像配信及び運用管理業務の委託を行うものである。

なお、本仕様書は、業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項はすべて実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行にあたらなければならない。

(2) 業務内容

別紙「令和8年度鹿児島市議会インターネット映像配信業務委託一覧」のとおり。

なお、この仕様書に記載のない事項であっても、業務を実施するために必要な事項は、受注者において実施するとともに、これらの費用を負担しなければならない。

(3) 特記事項

- ① 映像配信及び運用管理の詳細な実施内容については、別途協議するものとする。
- ② 映像配信の円滑な運用のために発注者を支援するとともに、調査依頼、資料請求等に対して、迅速に対応すること。
- ③ 委託業務の履行に伴い発生する成果物等はすべて発注者に帰属する。

2 一般仕様

(1) 法令、規定、基準の遵守

業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(2) 一般管理

受注者は、業務の実施にあたってデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めなければならない。

(3) 総括責任者

受注者は受託業務の総括責任者及び代行するものを置くこと。

総括責任者は、業務実施中に従事者を指揮し、発注者の担当者と連絡を密にし、遺漏のないように努めること。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 実施時期

録画中継（VOD）映像配信は原則として契約開始日より開始すること。

ライブ（生）中継映像配信は契約開始日より開始できるようにすること。

5 注意事項

入札参加者は、仕様書を熟読の上、入札に参加すること。

また落札者は、この仕様書の全ての事項に対し、責任を持って完全に契約を履行すること。

令和7年度受注者と落札者が異なる場合は、令和7年度受注者から委託業務の履行に伴い発生する成果物等を引継ぐとともに、業務内容の十分な引継ぎを行い、契約を履行すること。また、引継ぎ等に伴い発生する費用は落札者が負担すること。

令和8年度鹿児島市議会インターネット映像配信業務委託一覧

1 運用形態について

- (1) 受注者は、発注者の指示を受け、鹿児島市議会本会議のライブ（生）中継映像配信及び録画中継（VOD）映像配信等運用管理全般の業務について、受注者の施設・設備を使用して行うものとする。
- (2) 議会映像配信運用に当たって必要な機器・機材・回線及びソフトウェア等については、受注者が調達し、受注者が管理運用を行うこと。
また、映像配信サービスを行うためにネットワーク配線等が必要な場合にはこれも含めること。ただし、配管工事を除く。
- (3) 議会映像配信システムは、現在運用中の鹿児島市議会ホームページの画面より簡単な操作で表示できること。
なお、既存の鹿児島市議会ホームページとの連動にかかる業務は、当業務受注者が責任を持って既存ホームページ業者と連携のうえ行い、その費用については全て当業務受注者が負担すること。
- (4) 受注者は議会映像配信システム閲覧用のトップ画面、ライブ画面、検索画面、検索結果一覧画面及びVOD画面の構成、配置、データ項目、デザイン、画像、色に関して全て発注者の意向に沿って開発すること。
また、開発後も発注者の意向に沿って、適宜変更すること。
- (5) 議会中継映像配信の運用及び管理に当たっては、24時間体制とすること。また、メンテナンス等でサービスを一時停止する場合は、あらかじめ発注者に連絡のうえ行うこと。
- (6) 既存設備（テロップ設備・マイク、アンプ等の音響設備）を使用し、本会議の映像及び音声をインターネットでライブ配信及びVOD配信すること。
- (7) 配信された映像は、Windows、MacOS、スマートフォン及びタブレット端末で視聴ができること。

2 ライブ（生）中継映像配信に関わる要件

- (1) エンコーダシステムについて
 - ① エンコーダシステムは、受注者側のライブ配信システムをいつでも使用できること。
 - ② 休憩中には、既存カメラシステムの映像・音声を、議会以外の映像・音声に変更し、簡単に配信できるようにすること。
 - ③ 議会以外の映像・音声は、エンコーダ設置場所に任意に持ち込まれる、市所有のパソコンから取り込む仕組みをつくること。
 - ④ エンコーダシステムは定例会前にインターネット上で視聴できるか点検を実施すること。
- (2) ライブ配信を視聴する画面には、映像とともに当日の発言通告一覧表を表示させること。

3 録画中継（VOD）映像配信に関わる要件

- (1) 編集された映像を蓄積しVODとして、常に配信することが可能な状態を維持すること。また、蓄積された会期中の映像データは会期終了後に発注者へDVDメディア等に入れて提出をすること。
- (2) 過去分のVOD配信は12年間とし、平成26年の定例会及び臨時会の配信は、配信から12年が経過した直後の年度末までとする。
- (3) 映像検索抽出機能について
 - ① 映像配信のページから、簡単な操作で映像の検索、閲覧ができるリレーショナルデータベースシステムの提供を行うこと。
 - ② 検索項目は、議会名称及び開催日付、議員名、会派名、質問項目を必須とするこ

ととし、検索結果の一覧画面には当該議員の顔写真の表示を可能とすること。また議員名検索では、議員だけの独立した画面を有し、他のホームページからリンクできること

(4) VOD 配信用映像編集について

- ① 蓄積されたライブ映像の VOD 配信システムへの登録及び映像編集は、発注者が指示したとおりに受注者が行い、本会議当日終了後の 4 営業日まで（発注者の指示による）にはインターネット上から閲覧可能とすること。
また、映像編集は、質問項目ごとの編集も可能なこと。
- ② VOD 配信システムは、公開用と非公開な品質確認用の 2 つのサイトを提供すること。また、編集した映像コンテンツや登録した情報は非公開な品質確認用のサイトにて発注者の確認承認を得た後に、公開用のサイトに登録すること。

(5) VOD 配信用映像再生画面について

- ① インターネット上の映像画面について、視聴者が映像配信を見る際、時間がかからず（映像配信ボタンをクリックしてから、おおよそ 5 秒以内）にスムーズに動画が動き出すこと。
- ② 映像動画は、スクロールバーにより早送り・巻き戻しが可能なこと。視聴者が早送り及び巻き戻し場面を設定した場合、視聴者にストレスがかからないようスムーズに動画が配信されること。
- ③ 映像再生操作を行う操作ボタン（再生、停止、スクロールバー）は操作性を良くすること。
- ④ 映像の再生時には、Windows、MacOS、iOS、Android から倍速での再生が可能であること。
- ⑤ 映像の再生時には、早送りと巻き戻しができるように、コントロールバーにスキップボタンを追加すること。

4 その他の要件

(1) ライブ及び録画中継映像の配信に際しては、議会映像配信サイトのトップ画面に以下のことを行うこと。

- ① 会議日程及び発言通告一覧表へリンクできるようにし、クリックした際はそれぞれを表示すること。
- ② 「この配信映像は、鹿児島市議会の公式記録ではありません。」の表示をすること。

(2) ライブ配信システム及び VOD 配信システムで配信する映像のビットレートは 500Kbps 程度とし、最低 500 ユーザーが同時にアクセスできるものとする。

(3) エンコーダシステムからライブ配信システムまでの回線及びライブ配信システム・VOD 配信システムから ISP（インターネットサービスプロバイダー）までは、光回線（100Mbps 以上）とし、受注者がこれを提供すること。

さらに、インターネットへは複数の異なる ISP、キャリア回線を有し、ISP や回線に障害及び過負荷が発生した場合には自動的に切替えが行われる冗長構成であること。

5 ネットワークシステムに関する要件

(1) 映像配信サービスを実現するために必要なネットワーク配線等が発生した場合、これを全て含むこと。

(2) エンコード情報の変更、改造は VPN による遠隔操作で受注者の配信センターから行うことが可能であること。

6 運用に関する要件

(1) システムの利用環境の最適化を図るため、常にシステム監視・安定したサーバー運用・使用状況の確認等で確実なサービスを提供すること。

- ① 毎会期前には必ず、受注者による一連の動作確認を行うこと。日程については事前に発注者へ連絡し承認を得ること。

- ② 会期中、議会当日の朝には必ず、受注者から議場までの通信確認を行うこと。
- (2) 受注者は発注者の意向による映像配信画面の構成、配置、デザインの変更を契約期間中は無償で行うこと。
- (3) 発注者側に設置してある設備（エンコーダシステム等）のトラブル発生時は、発注者から連絡を受けてから早急に登庁し、その復旧にあたること。
- (4) セキュリティには、万全の配慮をすること。
- (5) 視聴者からの技術的各種問い合わせに対して協力すること。
- (6) アクセス報告書について
 - ①受注者は視聴者からのアクセス管理を行い、視聴アクセスを集計表示できる委託者専用サイトを提供すること。任意の年、月および集計種別を選択することで24時間以前の視聴アクセスを集計表示すること。
 - ②発注者専用サイトはID、パスワードの認証を必要とする。
 - ③発注者専用サイトは信頼できる第三者機関より電子証明書を発行されていること。
 - ④ライブ配信のアクセス集計表は各時間帯別、主なOS別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。
 - ⑤VOD配信のアクセス集計表はコンテンツ別、議員名別、主なOS別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。
 - ⑥サイトに表示された集計表は同じ構成でCSVファイルとしてダウンロードでき、EXCELなどの表計算ソフトに読み込むことができること。
 - ⑦集計表はブラウザの標準印刷機能で印刷が可能であること。